一般財団法人　神奈川県建築安全協会
検査部検査課
045-212-3134

# お知らせ

これまで、検査時に建築確認申請どおりの施工や是正の確認の場合、又は都市計画法や消防法の検査済証など、それを示す写真や書類のみを提出していただいておりましたが、2024年（令和6年）8月 5 日（月）以降の検査については、次のとおり取り扱いますのでよろしくお願いいたします。

※1 **「検査追加説明書（軽微相当）」又は「検査追加説明書（計画変更相当）」による届出が必要な場合は、指摘のありました事項を示す写真や書類についてもすべて添付して提出ください。**

すべての書類がそろってから決裁となります。提出されるまで決裁保留です。

第A－２７号様式（規程第３３条、４０条関係）

検査追加説明書

手数料欄
一般検査料 | 現金払い
納入先：

検査の結果、建築基準法施行規則第４条の５の２の規定による検査済証を交付できない旨の通知書で追加説明書の提出を求められ、又は同規則第３条の２に規定する軽微な変更に該当する変更がありましたので、次のとおり検査追加説明書を提出します。

一般財団法人　神奈川県建築安全協会　様

令和　年　月　日

申請者氏名

設計者氏名

| | |
|---|---|
| 確認済証番号 | 第　KAK　号 |
| 確認済証交付年月日 | 平成・令和　年　月　日 |
| 建築場所、設置場所又は築造場所 | |
| 追加説明書提出期限 | 令和　年　月　日 |

| （１）指摘事項 | （２）説明内容 |
|---|---|
| | |

※協会記入欽

| 検査種別 | 通番 | 変更に係る事項 | 申請手数料及び必要な手続き | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 中間検査 | | 軽微変更相当 | 申請手数料 （1,000円） | 変更区分 | |
| | | 計画変更相当 | 計画変更申請を行い、用途変更が伴う場合は所検査申請が必要です。 | | |
| 完了検査 | | 軽微変更相当 | 申請手数料 （1,000円） | 変更区分 | |
| | | 計画変更相当 | 申請手数料 （10,000円） | （後日、所検査申請が必要です。） | |

（備考）
1　(1)及び(2)の枠内に記載できない場合は、別紙に記載し、添付して下さい。
2　変更に係る部分の変更後の図書を添えて提出してください。
3　追加説明書は、２通提出して下さい。

受付欄

※2 **１以外の場合は、「検査追加資料（写真等不足書類提出用）」に記載いただき、指摘のありました事項を示す写真や関係機関等の書類を添付して提出してください。**

すべての書類がそろってから決裁となります。提出されるまで決裁保留です。

なお、これに伴いこれまで実施していました写真や書類提出による合格証や検査済証との引換はできませんのでご注意ください。

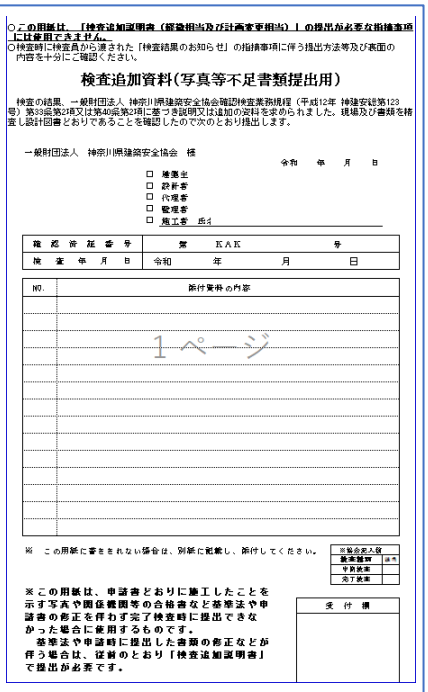
○この用紙は、「検査追加説明書（軽微相当及び計画変更相当）」の提出が必要な指摘事項には使用できません。
○検査時に検査員から渡された「検査結果のお知らせ」の指摘事項に伴う提出方法等及び裏面の内容を十分にご確認ください。

検査追加資料（写真等不足書類提出用）

検査の結果、一般財団法人 神奈川県建築安全協会確認検査業務規程（平成12年 神建安証第123号）第33条第2項又は第40条第2項に基づき説明又は追加の資料を求められました。現場及び書類を精査し設計図書どおりであることを確認したので次のとおり提出します。

一般財団法人　神奈川県建築安全協会　様

令和　年　月　日

□ 建築主
□ 設計者
□ 代理者
□ 管理者
□ 施工者　氏名

| | |
|---|---|
| 確認済証番号 | 第　KAK　号 |
| 検査年月日 | 令和　年　月　日 |

| NO. | 添付資料の内容 |
|---|---|
| | |

※　この用紙に書ききれない場合は、別紙に記載し、添付してください。

| ※協会記入欄 | |
|---|---|
| 検査種別 | 通番 |
| 中間検査 | |
| 完了検査 | |

受付欄

※この用紙は、申請書どおりに施工したことを示す写真や関係機関等の合格書など基準法や申請書の修正を伴わず完了検査時に提出できなかった場合に使用するものです。
基準法や申請時に提出した書類の修正などが伴う場合は、従前のとおり「検査追加説明書」で提出が必要です。